

施行 : FAX ・ メールBOX		令和4年8月3日
報道機関 各位		
東御市からのお知らせ		
タイトル	市と長野県弁護士会による「災害時における法律等相談業務に関する協定」調印式について	
日時	令和4年8月12日(金)午後3時30分	
場所	東御市役所 公室	送信枚数1枚(本書含む)
1 概要		
災害時において、被災者に対する法律問題に関する情報提供や相談業務等の実施に係る業務について、市の要請により長野県弁護士会へ協力を求めるときの手続き等を定め、協定として締結するものです。		
2 協定の相手方		
長野県弁護士会		
3 協定内容		
(1) 災害時において、法律等相談業務の必要があると認められるときは、県弁護士会に対して協力を要請することができ、要請を受けた県弁護士会は業務の内容・場所及び期間を明示した災害発生時等支援要請書に基づき相談員を選出し、派遣します。また、法律等相談業務を実施する場合において、長野県災害支援活動士業連絡会と連携して業務を行う必要があると判断した場合には、協議の上、調整を行い実施します。		
4 その他		
・当日は、花岡市長と長野県弁護士会長による調印の後、協定書の取り交わしが行われます。本協定締結により、災害等に関する協定の締結数は48件となります。		
【問い合わせ先】		
担当部課： 東御市 総務部 総務課 防災係		担当者：柳橋 智
TEL : 0268(62)0119	FAX : 0268(63)6119	E-mail: syobo-bosai@city.tomi.nagano.jp